

# 水道事業会計

## 1 業務実績

### (1) 20年度の業務実績

20年度における主な業務実績は、次のとおりです。

区 分	単 位	18 年度	19 年度	20 年度	対前年度 増 減	対前年度 増減率(%)	備 考	
給水人口	人	472,347	476,195	479,060	2,865	0.6	年度末現在	
給水戸数	戸	214,532	217,463	218,841	1,378	0.6	"	
給水装置数	個	93,955	94,806	95,881	1,075	1.1	"	
配水量	m <sup>3</sup>	57,687,510	58,304,390	57,343,930	960,460	1.6	年間総量	
自己水源量	m <sup>3</sup>	16,965,950	17,177,320	16,515,780	661,540	3.9	"	
受水量	m <sup>3</sup>	40,721,560	41,127,070	40,828,150	298,920	0.7	"	
有収水量	m <sup>3</sup>	53,899,611	54,516,598	53,442,054	1,074,544	2.0	"	
有収率	%	93.4	93.5	93.2	0.3	-	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}} \times 100$	
1日配水能力	m <sup>3</sup>	262,100	262,100	262,100	0	0.0		
1日最大配水量	m <sup>3</sup>	175,300	183,490	179,710	3,780	2.1		
1日最小配水量	m <sup>3</sup>	132,260	134,160	134,370	210	0.2		
1日平均配水量	m <sup>3</sup>	158,048	159,302	157,107	2,195	1.4		
一人1日平均配水量	ℓ/人	334.6	334.5	327.9	6.6	2.0		
負荷率	%	90.2	86.8	87.4	0.6	-	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}} \times 100$	
施設利用率	%	60.3	60.8	59.9	0.9	-	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	
最大稼働率	%	66.9	70.0	68.6	1.4	-	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	
導・送・配水管延長	km	1,213	1,216	1,220	4	0.3	年度末現在	
職 員 数	水道局	人	230	218	207	11	5.0	年度末現在 (管理者を除く・ 再任用職員含む)
	協会派遣	人	12	11	9	2	18.2	
	計	人	242	229	216	13	5.7	
負担区分	水道局	人	238	226	213	13	5.8	(人件費にかかる負担)
	協会	人	4	3	3	0	0.0	

20年度末の給水人口は479,060人で、19年度に比べ2,865人(0.6%)増加しています。また、給水戸数も1,378戸(0.6%)増加し、218,841戸となっています。なお、給水区域内で132人(46戸)が井戸水等のみを使用しています。

配水量は57,343,930m<sup>3</sup>で、給水戸数、給水人口が増加したものの、家事用、事業用等で使用水量が減少したことにより、960,460m<sup>3</sup>(1.6%)減少しています。このうち、自己水源量が16,515,780m<sup>3</sup>で、661,540m<sup>3</sup>(3.9%)減少し、阪神水道企業団(以下「阪水」という。)及び兵庫県営水道(以下「県水」という。)からの受水量は40,828,150m<sup>3</sup>で、298,920m<sup>3</sup>(0.7%)減少しています。

有収水量は53,442,054m<sup>3</sup>で、1,074,544m<sup>3</sup>(2.0%)の減少となり、有収率は93.2%で、0.3ℓ/人

減となっています。

導・送・配水管の延長は1,220kmで4kmの増となっています。これは、導・送水管は送水管の布設・撤去により年度末延長が61.6kmとなり、配水管は布設・寄付採納及び撤去などにより、年度末延長が1,158.7kmとなったことによるものです。

職員数は、退職者の不補充等により13人の減員を行い、216人となっています。(財)西宮市水道サービス協会(以下「サービス協会」という。)へは9人の職員を派遣し、このうち6人の人件費を水道局負担としています。

瓦木地区内の水道料金未徴収戸数は、19年度末現在、31戸となっていましたが、上新田(上之町)15戸の水道メーター設置と、月15m<sup>3</sup>を超える水量相当分の水道料金徴収を実施し、20年度末現在、中新田14戸、瓦林2戸、計16戸となっています。

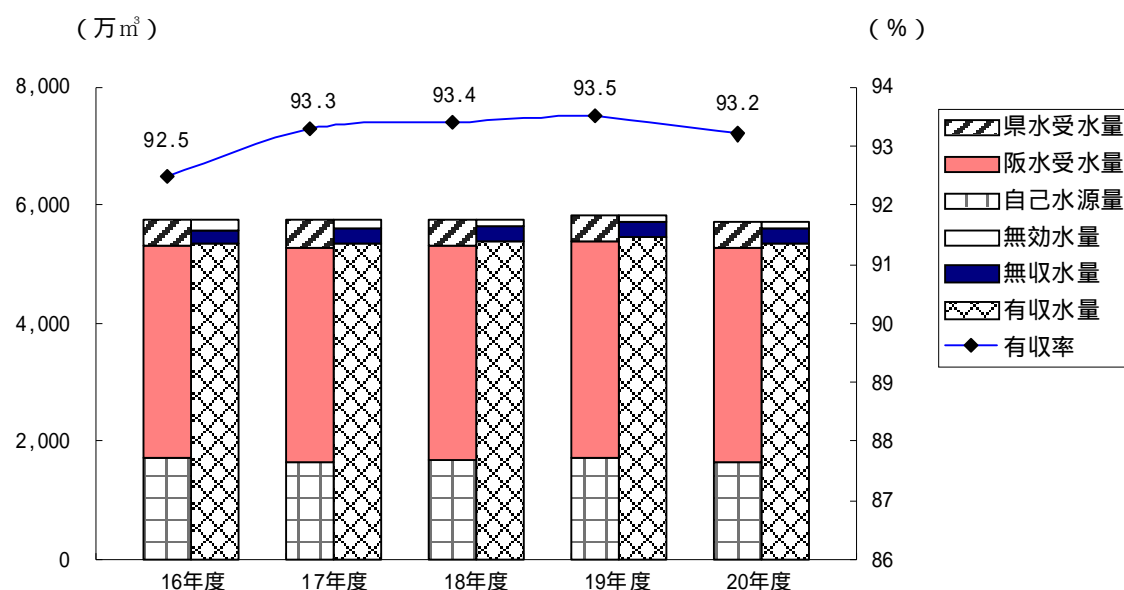
昭和10年の瓦木村長と西宮市長との間で交わされた契約により、農業用水を水道水源として使用する代償として、1戸1か月15m<sup>3</sup>までは無償となっていますが、水道メーターが未設置で、使用水量の把握もできないことから、水道料金徴収が行われていませんでした。

これまで、対象世帯・農会に対して、水道メーター設置について再三交渉を重ねてきましたが解決には至らず、20年6月に、今後の交渉と調停申立て等について弁護士に委任しています。

その後、弁護士を通じた交渉の中で、上新田農会長より水道メーターの設置と、月15m<sup>3</sup>を超える水量の料金徴収を承諾する旨の通知があり、20年10月に水道メーターを設置し、21年3月検針分より料金徴収を開始しています。中新田、瓦林については、弁護士を通じた交渉でも了解が得られなかったため、第三者の意見を求めて解決すべく、裁判所に調停の申立てを行っています。

今後とも、早期解決に向け努力してください。

最近5か年における受水量、配水量及び有収率は、次のとおりです。



注1 左は水源別受水量。右は有効・無効別配水量。

2 無効水量は漏水等により料金を減免した水量と配水管での地下漏水によるもの。  
無収水量は水道局等が業務のため使用した水量で、業務用、消火用、工事・修繕用等。

(2) 安定給水への取組み

最近3か年の阪水・県水の契約水量、受水量等は、次のとおりです。

(単位：m<sup>3</sup>・円)

区 分		18年度	19年度	20年度
阪水	契約水量/日	142,291	142,291	142,291
	1日最大受水量	121,290	130,150	128,560
	責任水量/日	99,604	99,604	99,604
	受水量/年	36,250,810	36,644,070	36,357,280
	受水単価	61.96	61.96	61.96
	受水費/年	2,252,584,301	2,258,755,769	2,252,584,306
県水	契約水量/日	17,500	17,500	17,500
	1日最大受水量	14,870	14,660	14,570
	責任水量/日	12,250	12,250	12,250
	受水量/年	4,470,750	4,483,000	4,470,870
	受水単価	150.54	150.27	142.67
	受水費/年	673,005,000	673,642,008	637,870,008
受水費合計		2,925,589,301	2,932,397,777	2,890,454,314

注1 県水は基本料金と使用料金の二部料金制で受水単価は平均供給単価。

2 責任水量は契約水量の70%。

阪水及び県水からの受水によって、安定的な給水をめざしていますが、水需要の低迷のため、南部地域においては、13年度に予定していた阪水からの最終配分水量(153,488m<sup>3</sup>/日)の受水を第5期拡張事業(目標23年度)完了後まで延期し、北部地域においても、12年度に予定していた県水からの全量受水(20,000m<sup>3</sup>/日)を先送りしています。

最近3か年の一人1日平均配水量の計画と実績は、次のとおりです。

(単位：リットル)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
南部地域	460	334	470	331	480	326
北部地域	440	344	450	364	460	349

注 計画は第3次総合計画(マスタープラン)における計画値。

財政計画における給水計画では、20年度の1日平均配水量は159,420m<sup>3</sup>としていましたが、実績は157,107m<sup>3</sup>で、一人1日平均配水量は327.9ℓとなり、給水人口・給水戸数が増加しているものの、節水機器等の普及や節水意識の高まりなどにより、水需要は伸び悩んでいます。

19年度までの計画給水人口は、南部地域453,000人(18年10月変更届出)、北部地域55,000人で、計画1日最大給水量を、南部地域254,100m<sup>3</sup>、北部地域35,200m<sup>3</sup>と見込んでいました。

20年4月には、南部水道事業と北部水道事業を統合するとともに、水源種別等を見直した事業変更認可を受けています。新事業認可では、30年度を目標として、給水人口512,000人、1日最大給水量を南部183,000m<sup>3</sup>、北部22,700m<sup>3</sup>、全体で205,700m<sup>3</sup>としています。

水源については、自己水源55,400m<sup>3</sup>/日(表流水31,890m<sup>3</sup>/日、地下水23,510m<sup>3</sup>/日)、阪水からの受水188,504m<sup>3</sup>/日、県水からの受水17,500m<sup>3</sup>/日、計261,404m<sup>3</sup>/日としています。

事業変更認可による水源量は、次のとおりです。

(単位：m<sup>3</sup>/日)

区 分	旧認可値	変更認可値	増減量
自己水源	120,550	55,400	65,150
阪水受水	153,488	188,504	35,016
県水受水	20,000	17,500	2,500
計	294,038	261,404	32,634

自己水源については、川上ダム(18,230m<sup>3</sup>/日)から撤退し、その代替水源として阪水から受水することとし、工業用水転用による水利権(11,750m<sup>3</sup>/日)は引続き確保するとしています。

なお、川上ダム撤退に伴う費用負担額については、縮小又は撤退利水者のみに係る概算事業費が示され、西宮市の負担分を仮に撤退者の水利権で按分すると約3億円弱となり、このほか、水資源機構が利水者に代わり、建設期間中に利水者負担として借入れた金額に係る利息の負担が見込まれています。

今後とも、人口規模及び都市目標に沿った街づくりに必要となる給水量も勘案しつつ、安定給水を堅持することを基本とした水源の確保及び水需給計画の策定を行ってください。

## 2 予算執行状況

企業会計予算は、営業活動としての収益的収入及び支出と設備投資(建設改良)関係の資本的収入及び支出に区分されています。

20年度における予算執行状況は、次のとおりです。

### (1) 収益的収入

(単位：円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	執行率
水道事業収益	10,654,585,000	10,241,868,041	412,716,959	96.1
営業収益	10,055,457,000	9,762,545,976	292,911,024	97.1
給水収益	9,688,520,000	9,454,354,358	234,165,642	97.6
受託工事収益	62,015,000	4,226,911	57,788,089	6.8
その他の営業収益	304,922,000	303,964,707	957,293	99.7
営業外収益	598,628,000	479,322,065	119,305,935	80.1
受取利息	15,745,000	16,870,136	1,125,136	107.1
分担金	471,030,000	344,053,100	126,976,900	73.0
他会計補助金	82,043,000	82,042,091	909	100.0
雑収益	29,810,000	36,356,738	6,546,738	122.0
特別利益	500,000	0	500,000	0.0
過年度損益修正益	500,000	0	500,000	0.0

注 決算額には仮受消費税・地方消費税 480,148,243円を含む。

水道事業収益は、予算額106億5,458万円に対し決算額102億4,186万円で、予算執行率は96.1%となり、予算額に比べ4億1,271万円の減少となっています。

収入の主なものは、営業収益の給水収益94億5,435万円、その他の営業収益3億396万円、受託工事収益422万円、営業外収益の分担金3億4,405万円、他会計補助金8,204万円、雑収益3,635万円となっています。また、予算額に比べ決算額が減少した主なものは、営業収益の給水収益2億3,416万円、受託工事収益5,778万円、営業外収益の分担金1億2,697万円となっています。

(2) 収益的支出

(単位：円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額	執 行 率
水道事業費	10,477,740,000	9,891,523,885	586,216,115	94.4
	(58,800,000)	(58,800,000)	(0)	(100.0)
営業費用	9,516,454,000	8,963,845,646	552,608,354	94.2
	(58,800,000)	(58,800,000)	(0)	(100.0)
原水及び浄水費	1,237,337,000	1,155,660,315	81,676,685	93.4
受水費	3,034,980,000	3,034,977,016	2,984	100.0
配水費	909,899,000	739,035,181	170,863,819	81.2
給水費	521,811,000	439,861,601	81,949,399	84.3
受託工事費	64,906,000	9,003,033	55,902,967	13.9
業務費	574,128,000	512,254,394	61,873,606	89.2
総係費	1,029,093,000	980,324,673	48,768,327	95.3
	(58,800,000)	(58,800,000)	(0)	(100.0)
減価償却費	2,051,140,000	2,000,556,693	50,583,307	97.5
資産減耗費	91,860,000	91,858,711	1,289	100.0
その他営業費用	1,300,000	314,029	985,971	24.2
営業外費用	938,470,000	912,382,600	26,087,400	97.2
支払利息及び 企業債取扱諸費	657,654,000	632,555,768	25,098,232	96.2
繰延勘定償却	55,288,000	55,287,105	895	100.0
補助金	23,721,000	22,733,227	987,773	95.8
消費税	201,807,000	201,806,500	500	100.0
特別損失	20,816,000	15,295,639	5,520,361	73.5
過年度損益修正損	20,816,000	15,295,639	5,520,361	73.5
予備費	2,000,000	0	2,000,000	0.0

注1 決算額には仮払消費税・地方消費税215,845,250円を含む。

2 下段( )書きは、地方公営企業法第26条の規定による繰越額で内数。

水道事業費は、予算額104億7,774万円に対し決算額98億9,152万円で、予算執行率は94.4%となり、5億8,621万円の不用額を生じています。

支出の主なものは、営業費用の受水費30億3,497万円、減価償却費20億55万円、原水及び浄水費11億5,566万円、総係費9億8,032万円、配水費7億3,903万円、業務費5億1,225万円、給水費4億3,986万円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費6億3,255万円となっています。

また、不用額の主なものは、営業費用の配水費1億7,086万円、給水費8,194万円、原水及び浄水費8,167万円、業務費6,187万円、受託工事費5,590万円、減価償却費5,058万円となっています。

消費税の納税額は、地方消費税と合せ2億180万円となっています。

## (3) 資本的収入

(単位：円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	執行率
資本的収入	1,279,544,000	742,455,580	537,088,420	58.0
	(151,687,000)	(151,687,300)	(300)	(100.0)
企業債	1,134,500,000	691,700,000	442,800,000	61.0
	(146,200,000)	(146,200,000)	(0)	(100.0)
他会計負担金	3,092,000	3,467,100	375,100	112.1
他会計補助金	25,720,000	25,719,380	620	100.0
工事負担金	114,432,000	21,569,100	92,862,900	18.8
	(5,487,000)	(5,487,300)	(300)	(100.0)
長期貸付金返還金	1,800,000	0	1,800,000	0.0

注1 決算額には仮受消費税・地方消費税 953,250円を含む。

2 下段( )書きは、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額で内数。

資本的収入は、予算額12億7,954万円に対し決算額7億4,245万円で、予算執行率は58.0%となり、予算額に比べ5億3,708万円の減少となっています。

収入の主なものは、企業債6億9,170万円で、予算額に比べ決算額が減少した主なものは、企業債4億4,280万円、工事負担金9,286万円となっています。

## (4) 資本的支出

(単位：円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率
資本的支出	4,384,947,000	3,136,943,970	784,914,000	463,089,030	71.5
	(271,373,000)	(242,344,193)	(0)	(29,028,807)	(89.3)
建設改良費	2,555,311,000	1,376,529,942	784,914,000	393,867,058	53.9
	(271,373,000)	(242,344,193)	(0)	(29,028,807)	(89.3)
営業設備費	14,698,000	14,551,536	0	146,464	99.0
営業施設改良費	11,550,000	6,772,500	0	4,777,500	58.6
原水及び浄水施設費	655,190,000	272,916,888	245,151,000	137,122,112	41.7
	(83,374,000)	(58,054,815)	(0)	(25,319,185)	(69.6)
配水施設費	1,873,873,000	1,082,289,018	539,763,000	251,820,982	57.8
	(187,999,000)	(184,289,378)	(0)	(3,709,622)	(98.0)
企業債償還金	1,556,319,000	1,504,683,062	0	51,635,938	96.7
水資源機構償還金	73,767,000	73,765,966	0	1,034	100.0
投資	3,000,000	0	0	3,000,000	0.0
繰延勘定	194,550,000	181,965,000	0	12,585,000	93.5
予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	0.0

注1 決算額には仮払消費税・地方消費税 60,060,950円を含む。

2 下段( )書きは、地方公営企業法第26条の規定による繰越額で内数。

資本的支出は、予算額43億8,494万円に対し決算額31億3,694万円で、予算執行率は71.5%となり、翌年度へ7億8,491万円が繰越(建設改良繰越)され、不用額は4億6,308万円となっています。

支出の主なものは、建設改良費の配水施設費10億8,228万円、原水及び浄水施設費2億7,291万円、企業債償還金15億4,680万円となっています。

建設改良事業の主なものは、原水及び浄水施設費では、丸山浄水場防雷システム等設置工事

3,412万円、鳴尾浄水場ろ過機1号設備改良工事2,638万円、丸山浄水場汚泥掻寄機整備工事1,911万円などを実施しています。

また、配水施設費では、配水設備費で、東山台低区第1配水槽他テレメータ等更新工事9,660万円、鳴尾浄水場非常用発電機設備ほか設置工事6,405万円、緑ヶ丘中継槽他ポンプ操作盤等改良工事2,677万円、北山配水所柏堂方面配水ポンプ操作盤ほか増改良工事1,911万円などを実施しています。

配水管布設費では、配水管布設及び布設替工事を7,851m施工しています。

19年度からの建設改良繰越は、高松町配水管布設工事5,448万円、武庫川浄水場井戸更新工事5,197万円、甲陽園目神山配水管布設替工事4,313万円、甲子園浜田町配水管布設替工事3,152万円などで、20年度で全ての工事は完工し、執行額は2億4,234万円となっています。

21年度への建設改良繰越額7億8,491万円は、丸山ダムゲート巻上機改良工事1億4,000万円、上田東町配水管布設替工事9,872万円、甲東～鯨池系統配水主幹布設工事(1工区)9,393万円、甲東～鯨池系統配水主幹布設工事(2工区)8,592万円、寿町配水管布設替工事7,257万円、越水浄水場整備基本設計ほか業務7,000万円などが、関係機関との協議に時間を要したことなどにより工期延長となったため繰越したものです。

建設改良費の不用額は3億9,386万円で、主として、原水及び浄水施設費で、負担金5,245万円、工事請負費3,771万円など合せて1億1,180万円、配水施設費で、工事請負費1億9,621万円、委託料4,373万円など合せて2億4,811万円の不用額を生じ、このうち工事請負費の不用額は、主に予算額と契約金額との差によるものです。

なお、資本的収入7億4,245万円に対し資本的支出は31億3,694万円で、不足する額23億9,448万円の補てん財源の状況は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	19年度末残高 A	20年度発生額 B	20年度補てん額 C	20年度末残高 A+B-C
消費税資本的収支調整額	0	59,107	59,107	0
損益勘定留保資金	174,321	2,140,702	2,310,380	4,643
繰越利益剰余金	1,264,813	287,553	0	1,552,366
減債積立金	25,000	0	25,000	0
建設改良積立金	1,200,000	0	0	1,200,000
計	2,664,135	2,487,364	2,394,488	2,757,010

注1 損益勘定留保資金20年度発生額は、減価償却費、資産減耗費、繰延勘定償却。

注2 損益勘定留保資金20年度補てん額は当年度・過年度分を合算。

不足額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,910万円、損益勘定留保資金23億1,038万円及び減債積立金2,500万円で補てんされています。

### 3 経営成績

20年度の経営収支の状況は、次のとおりです。

(単位：円・%)

区 分	19 年度	20 年度	増 減	増減率
経常収益 (A)	9,988,883,767	9,761,719,798	227,163,969	2.3
営業収益	9,550,522,445	9,299,782,194	250,740,251	2.6
営業外収益	438,361,322	461,937,604	23,576,282	5.4
経常費用 (B)	9,486,160,098	9,459,598,445	26,561,653	0.3
営業費用	8,640,033,748	8,748,728,400	108,694,652	1.3
営業外費用	846,126,350	710,870,045	135,256,305	16.0
経常損益 (C=A-B)	502,723,669	302,121,353	200,602,316	39.9
特別利益 (D)	1,282,290	0	1,282,290	皆減
特別損失 (E)	14,201,205	14,567,635	366,430	2.6
純損益 (F=C+D-E)	489,804,754	287,553,718	202,251,036	41.3
営業収支比率	110.6	106.4	4.2	-
経常収支比率 (A/B × 100)	105.3	103.2	2.1	-

注1 営業収支比率 =  $\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$

2 各科目の増減については、34・35 ページの審査資料「比較損益計算書」を参照。

#### (1) 経営収支

20年度の経常損益は、経常収益97億6,171万円に対し経常費用94億5,959万円で、差引き 3億212万円の経常利益となり、これから特別損失1,456万円を差引いた結果、2億8,755万円が純利益となっています。

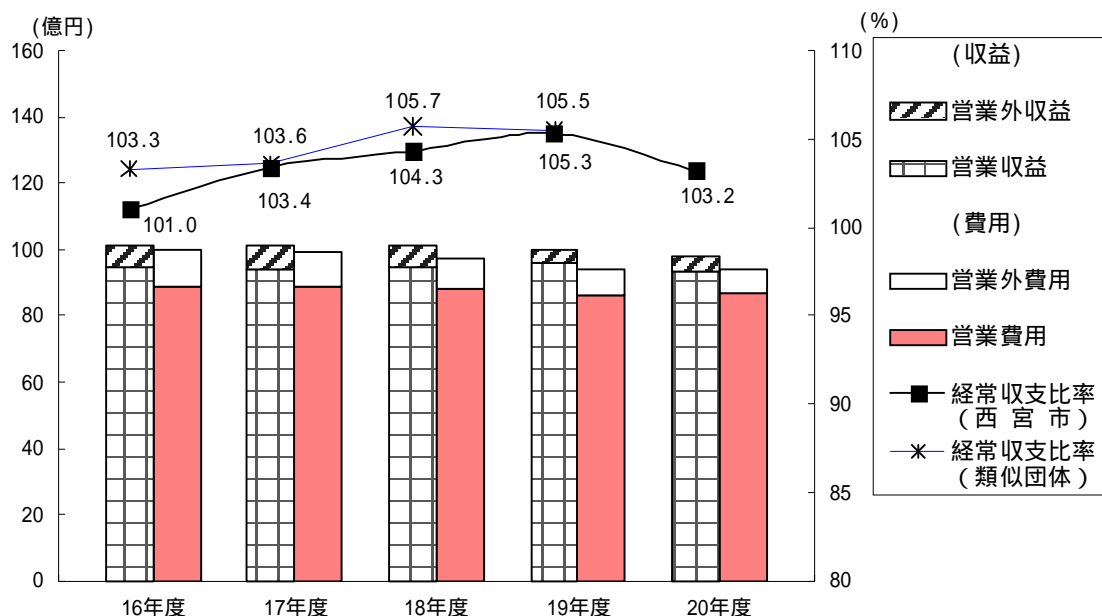
これらを19年度と比較すると、経常収益が2億2,716万円(2.3%)減少し、経常費用が2,656万円(0.3%)減少したことにより、経常利益は2億60万円(39.9%)減少しています。

さらに、特別利益が128万円(皆減)減少し、特別損失が36万円(2.6%)増加したことにより、純利益が2億225万円(41.3%)減少しています。

なお、業務活動の成果を示す営業収支比率は4.2ポイント低下し106.4%となり、経常収支比率も2.1ポイント低下し103.2%となっています。(40～43 ページの審査資料「主要財務分析比率表」を参照)



最近5か年における経常収益と経常費用は、次のとおりです。



## (2) 収益

### ア 営業収益

営業収益は92億9,978万円で、19年度より2億5,074万円(2.6%)減少しています。

給水収益は90億453万円で、家事用で9,703万円の減、公共用で2,275万円の減、事業用で6,689万円の減、特殊用で2,917万円の減、市外分水で2,853万円の減等となり、合せて2億4,476万円(2.6%)減少しています。

受託工事収益は408万円で、配水管移設工事の減等により、651万円(61.5%)減少しています。

その他の営業収益は2億9,116万円で、53万円(0.2%)増加しています。

### イ 営業外収益

営業外収益は4億6,193万円で、19年度より2,357万円(5.4%)増加しています。これは主として、分担金で1,285万円(4.1%)増加したことによるものです。

なお、収益的収入への一般会計繰入金は8,664万円で、営業収益に消火栓維持管理経費負担金として460万円、営業外収益に福祉減免に対する補助金として8,204万円が繰入れられ、総収益への繰入率は0.9%となっています。

### ウ 特別利益

特別利益はありません。

### (3) 費用

#### ア 経常費用

営業費用は87億4,872万円で、19年度より1億869万円(1.3%)増加しています。これは主として、受水費で4,194万円(1.4%)、原水及び浄水費で2,038万円(1.8%)、業務費で1,717万円(3.3%)それぞれ減少したものの、資産減耗費で6,185万円(206.2%)、総係費で5,781万円(6.4%)、配水費で4,401万円(6.5%)、減価償却費で1,555万円(0.8%)、それぞれ増加したことによるものです。

営業外費用は7億1,087万円で、1億3,525万円(16.0%)減少しています。これは主として、支払利息及び企業債取扱諸費で経過年数に伴う逡減等により、1億4,162万円(18.3%)減少したことによるものです。

経常費用を性質別に19年度と比較すると、次のとおりです。

(単位：円・%)

区 分	19 年度		20 年度		増 減 額	増減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
職員給与費	2,341,096,966	24.7	2,283,630,474	24.1	57,466,492	2.5
受水費	2,932,397,777	30.9	2,890,454,314	30.6	41,943,463	1.4
物件費	1,351,352,815	14.2	1,481,928,590	15.7	130,575,775	9.7
委託料	514,973,346	5.4	601,919,726	6.4	86,946,380	16.9
修繕費	118,727,934	1.3	105,693,281	1.1	13,034,653	11.0
工事請負費	116,917,685	1.2	137,701,043	1.5	20,783,358	17.8
動力費	178,974,957	1.9	189,851,699	2.0	10,876,742	6.1
薬品費	29,502,033	0.3	41,102,669	0.4	11,600,636	39.3
材料費	36,523,257	0.4	33,951,313	0.4	2,571,944	7.0
その他物件費	355,733,603	3.8	371,708,859	3.9	15,975,256	4.5
支払利息及び 企業債取扱諸費	774,176,060	8.2	632,555,768	6.7	141,620,292	18.3
減価償却費	1,985,001,720	20.9	2,000,556,693	21.1	15,554,973	0.8
その他費用	102,134,760	1.1	170,472,606	1.8	68,337,846	66.9
計	9,486,160,098	100.0	9,459,598,445	100.0	26,561,653	0.3

注1 各科目の増減については、38・39ページの審査資料「費用節別比率表」を参照。

2 構成比は特別損失を除いた比率で、審査資料と一致しない。

費用構成比をみると、受水費の30.6%が最も高く、職員給与費24.1%、減価償却費21.1%、物件費15.7%、支払利息及び企業債取扱諸費6.7%、その他費用1.8%の順となっています。

また、19年度との比較では、主として、物件費で9.7%増加し、支払利息及び企業債取扱諸費で18.3%、職員給与費で2.5%、受水費で1.4%、それぞれ減少しています。

費用の主な増減理由は、次のとおりです。

(ア) 職員給与費は22億8,363万円で、5,746万円(2.5%)減少しています。これは主として、退職者不補充による職員の人員減等によるものです。

(イ) 受水費は28億9,045万円で、県水の受水料改定等で4,194万円(1.4%)減少しています。

(ウ) 物件費は14億8,192万円で、1億3,057万円(9.7%)増加しています。

委託料は6億191万円で、8,694万円(16.9%)増加しています。これは主として、原水及び浄水費で、鯨池浄水場ほか機械警備業務の減等により1,762万円減少しましたが、配水費で電気・機械維持管理業務の増等により1,259万円、給水費で参考メーター検定満期取替等業務の増等により2,026万円、業務費で水道メーター検針業務の増により1,618万円、総係費で西宮市水道事業変更認可申請書策定業務を20年度に繰越したこと等により5,552万円、それぞれ増加したことによるものです。

修繕費は1億569万円で、1,303万円(11.0%)減少しています。これは主として、建物などで581万円増加しましたが、構築物で604万円、機械及び装置で1,280万円、それぞれ減少したことによるものです。

工事請負費は1億3,770万円で、2,078万円(17.8%)増加しています。これは主として、受託工事費で配水管移設工事等の減により543万円減少しましたが、配水費で鉛管更新工事の増等により2,729万円増加したことによるものです。

動力費は1億8,985万円で、電気料金の値上げにより1,087万円(6.1%)増加しています。

薬品費は4,110万円で、次亜塩素酸ナトリウムの契約単価の増等により1,160万円(39.3%)増加しています。

材料費は3,395万円で、257万円(7.0%)減少しています。これは主として、配水費で200万円減少したことによるものです。

その他物件費は3億7,170万円で、1,597万円(4.5%)増加しています。

(I) 支払利息及び企業債取扱諸費は6億3,255万円で、19年度借入企業債の利息発生分で2,802万円増加しましたが、19年度繰上償還及び借換えによる利息軽減額8,575万円、経過年数に伴う逓減により8,389万円、合せて1億6,964万円減少したことにより、1億4,162万円(18.3%)減少しています。

(オ) 減価償却費は20億55万円で、19年度に取得した資産の償却開始による増加分が、償却完了による減少分を上回ったため、1,555万円(0.8%)増加しています。

(カ) その他費用は1億7,047万円で、主として、固定資産除却費で5,885万円増加したことにより、6,833万円(66.9%)増加しています。

## イ 特別損失

特別損失は、過年度損益修正損で、過年度未収金の時効完成による不納欠損処分1,456万円となっています。

(4) 供給単価と給水原価

有収水量 1 m<sup>3</sup> 当たりの供給単価及び給水原価を19年度と比較すると、次のとおりです。

(単位：円・%)

区 分	19 年度		20 年度		増 減	増減率	19 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比			類似団体 平 均	全国平均
1 m <sup>3</sup> 当たり供給単価 (A)	169.66	-	168.49	-	1.17	0.7	161.81	173.29
1 m <sup>3</sup> 当たり給水原価 (B)	173.74	100.0	176.83	100.0	3.09	1.8	167.86	174.52
給水原価内訳								
職員給与費	41.15	23.7	40.72	23.03	0.43	1.0	23.62	28.66
減価償却費	36.41	21.0	37.43	21.17	1.02	2.8	37.24	47.33
支払利息及び 企業債取扱諸費	14.20	8.2	11.83	6.69	2.37	16.7	14.33	19.56
受水費	53.79	31.0	54.09	30.59	0.30	0.6	57.22	30.71
その他費用	28.19	16.2	32.76	18.53	4.57	16.2	35.45	48.26
販売収益 (A) - (B)	4.08	-	8.34	-	4.26	-	6.05	1.23
料金回収率(A)/(B) × 100	97.7	-	95.3	-	2.4	-	96.4	99.3

注 1 供給単価 = 給水収益 ÷ 年間有収水量

2 給水原価 = { 経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価) } ÷ 年間有収水量

3 類似団体は、給水人口30万人以上の受水を主とする20事業者で、数値は地方公営企業年鑑に基づく。

類似団体

神奈川県営水道 前橋市 高崎市 川越市 川口市 所沢市 柏市 豊橋市  
豊田市 春日井市 豊中市 吹田市 高槻市 東大阪市 尼崎市 西宮市  
倉敷市 高松市 那覇市 越谷・松伏水道企業団 以上20事業者

供給単価は168円49銭で、19年度より 1円17銭(0.7%)の減となっています。これは、年間有収水量が1,074,544m<sup>3</sup>(2.0%)減少し、給水収益が2億4,476万円(2.6%)減少したことにより、給水収益の減少率が水量の減少率を上回ったことによるものです。

給水原価は、支払利息及び企業債取扱諸費で2円37銭、職員給与費で43銭減少したものの、その他費用で4円57銭、減価償却費で1円02銭、受水費で30銭それぞれ増加したため、3円09銭(1.8%)増加し、176円83銭となっています。

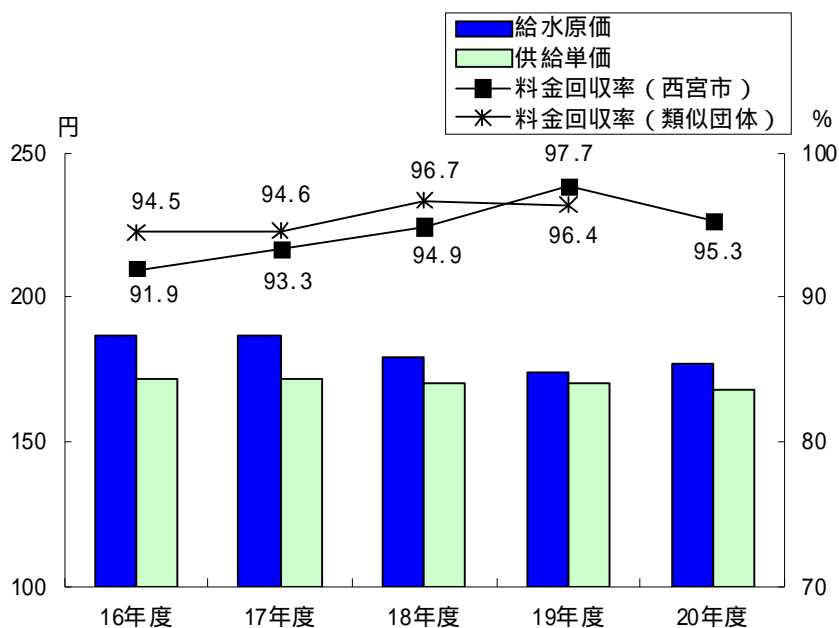
販売収益は差引き8円34銭の損失となっています。また、給水原価に対して供給単価の料金回収率は95.3%となり、2.4ポイント低下しています。

最近5か年の料金回収率は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
西宮市	91.9	93.3	94.9	97.7	95.3
類似団体	94.5	94.6	96.7	96.4	-
全国平均	97.8	98.5	98.7	99.3	-

最近5か年の供給単価と給水原価は、次のとおりです。



#### 4 財政状態

20年度末における財政状態を明らかにした資産及び負債・資本を、19年度末と比較すると、次のとおりです。

(単位：円・%)

区 分	19 年度		20 年度		増 減 額	増減率	
	金 額	構成比	金 額	構成比			
資 産	固定資産	62,223,884,233	92.7	61,685,367,581	92.4	538,516,652	0.9
	流動資産	4,679,264,061	7.0	4,778,915,597	7.2	99,651,536	2.1
	繰延勘定	208,201,963	0.3	326,214,858	0.5	118,012,895	56.7
	資産合計	67,111,350,257	100.0	66,790,498,036	100.0	320,852,221	0.5
負 債 ・ 資 本	負債	2,314,978,966	3.4	2,321,754,818	3.5	6,775,852	0.3
	固定負債	313,828,161	0.5	297,516,617	0.4	16,311,544	5.2
	流動負債	2,001,150,805	3.0	2,024,238,201	3.0	23,087,396	1.2
	資本	64,796,371,291	96.6	64,468,743,218	96.5	327,628,073	0.5
	資本金	24,379,319,300	36.3	23,591,336,238	35.3	787,983,062	3.2
	剰余金	40,417,051,991	60.2	40,877,406,980	61.2	460,354,989	1.1
	負債・資本合計	67,111,350,257	100.0	66,790,498,036	100.0	320,852,221	0.5

注 各科目の増減については、36・37ページの審査資料「比較貸借対照表」を参照。

##### (1) 資 産

資産は667億9,049万円で、19年度に比べ3億2,085万円(0.5%)減少しています。

##### ア 固定資産

固定資産は616億8,536万円で、5億3,851万円(0.9%)減少しています。このうち、有形固定資産は597億5,245万円で、4億9,921万円(0.8%)減少しています。

有形固定資産の減少額の大きいものは機械及び装置、構築物で、増加額の大きいものは土地となっています。

土地は83億3,495万円で、国見台高区第1配水槽用地(地積2,291.00㎡)及び国見台西部第2配水槽用地(地積1,198.00㎡)を、新住宅市街地開発法第29条に基づき、独立行政法人都市再生機構から譲受けたことにより、1億2,886万円(1.6%)増加しています。

建物は21億7,391万円で、建設改良工事による取得で806万円増加しましたが、減価償却により9,161万円減少したことにより、8,355万円(3.7%)減少しています。

構築物は422億5,589万円で、2億962万円(0.5%)減少しています。これは、建設改良工事による取得で8億9,493万円、受贈で2,867万円、建設仮勘定からの振替で823万円、科目振替・統合による増で4,365万円、合せて9億7,549万円の増加に対し、除却で2,264万円、科目振替・統合による減で4,365万円、減価償却で11億1,881万円、合せて11億8,511万円減少したことによるものです。

機械及び装置は、66億8,865万円で、3億2,121万円(4.6%)減少しています。これは、建設改良工事等による取得で4億864万円、科目振替・統合による増で7,215万円、合せて4億8,080万円の増加に対し、除却で6,788万円、科目振替・統合による減で7,215万円、減価償却で6億6,197万円、合せて8億202万円減少したことによるものです。

建設仮勘定は2億3,259万円で、工事による取得694万円の増と、本勘定への科目振替による減823万円を差引いた129万円(0.6%)の減となっています。

無形固定資産は、電話加入権501万円、施設利用権3,116万円、水利権15億7,220万円、合せて16億837万円で、3,929万円(2.4%)減少しています。

このうち、水利権は、琵琶湖総合開発事業に係る水資源機構への割賦負担金の当年度償還分7,231万円の増と、減価償却による減1億1,049万円を差引いた3,818万円(2.4%)の減となっています。

投資は3億2,453万円で、19年度と同額となっています。

## イ 流動資産

流動資産は47億7,891万円で、9,965万円(2.1%)増加しています。これは主として、未収金で3,863万円(3.4%)減少しましたが、前払金で1億4,259万円(179.3%)増加したことによるものです。

未収金は10億8,186万円で、未収給水収益8億6,689万円、その他営業未収金8,081万円などで、未収給水収益の内訳は、過年度分2,856万円、現年度分8億3,832万円となっています。

貯蔵品の20年度期末残高は9,675万円で、回転率は0.9回となっています。管布設工事等の大部分を材料費込みで発注するなど、工所用材料の購入を抑制してきたことにより、貯蔵品の期末残高は年々減少しています。

最近3か年の貯蔵品の期末残高及び回転率は、次のとおりです。

(単位：円・回)

区 分	18年度	19年度	20年度
期首貯蔵品	109,536,550	103,508,394	102,874,192
購 入 高	68,989,709	71,097,340	77,812,407
返 納 高	11,867,341	4,897,400	8,339,623
再 使 用 高	189,232	69,950	63,880
期末貯蔵品	103,508,394	102,874,192	96,759,975
回 転 率	0.8	0.7	0.9

注 1 期末貯蔵品は、庫出高・資産減耗費を控除後の額。

2 回転率 =  $\frac{\text{期首貯蔵品} + \text{購入高} + \text{返納高} + \text{再使用高} - \text{期末貯蔵品}}{(\text{期首貯蔵品} + \text{期末貯蔵品}) \div 2}$

## ウ 繰延勘定

開発費は3億2,621万円で、既開発費の償却で5,528万円減少しましたが、電算システム(給・配水管管理システム、水道料金・財務会計システム)開発等で1億7,330万円増加したことにより、1億1,801万円(56.7%)増加しています。

## (2) 負 債

負債は23億2,175万円で、677万円(0.3%)増加しています。

### ア 固定負債

固定負債は2億9,751万円で、1,631万円(5.2%)減少しています。

引当金のうち、修繕引当金は2億3,207万円で、19年度と増減はありません。

修繕引当金は、数年に一度の大規模修繕に備えるため、原水及び浄水施設の固定資産未償却額に2%を乗じた額を目標修繕引当金累計額とし、各年度に平準化して予算計上し、修繕費で執行した残額を積立てること、としています。修繕引当金の年度末残高が、引当計画の引当金累計見込額を上回っているため、14年度から引当てを中止しています。

退職給与引当金は6,544万円で、1,631万円(20.0%)減少しています。

退職給与引当金は、将来10年間の退職見込者の退職給与金要支給額を各年度に平準化して予算に計上し、退職給与金で執行した残額を引当てること、としています。20年度は退職給与金の執行額が3億4,631万円で、予算額3億3,000万円に対し不足する額1,631万円を取崩したことによるものです。

### イ 流動負債

流動負債は20億2,423万円で、2,308万円(1.2%)増加しています。これは、前受金で5,574万円(11.8%)減少しましたが、未払金で7,852万円(7.1%)増加したことによるものです。

### (3) 資本

資本は644億6,874万円で、3億2,762万円(0.5%)減少しています。

#### ア 資本金

資本金は235億9,133万円で、7億8,798万円(3.2%)減少しています。

このうち、自己資本金は42億5,891万円で、減債積立金の組入れ(地方公営企業法施行令第25条「自己資本金への組入れ」)により、2,500万円(0.6%)増加しています。

借入資本金は193億3,242万円で、8億1,298万円(4.0%)減少しています。これは、浄水施設拡充事業及び配水施設整備事業で6億9,170万円の企業債を新たに借入れ、15億468万円を償還したことによるものです。

#### イ 剰余金

剰余金は408億7,740万円で、4億6,035万円(1.1%)増加しています。このうち、資本剰余金は381億2,504万円で、1億9,780万円(0.5%)増加しています。

20年度の資本剰余金の発生・処分の状況は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	19年度末残高	20年度発生高	20年度処分額	20年度末残高
受贈財産評価額	7,400,777	157,543	9,544	7,548,776
国庫補助金	3,417,162	0	0	3,417,162
他会計負担金	185,467	3,467	0	188,934
県補助金	1,464	0	0	1,464
市補助金	2,408,375	25,719	0	2,434,095
工事負担金	24,492,720	20,615	0	24,513,335
その他資本剰余金	21,271	0	0	21,271
計	37,927,238	207,345	9,544	38,125,040

受贈財産評価額は75億4,877万円で、1億4,799万円(2.0%)増加しています。これは、固定資産の除却による処分で954万円減少しましたが、国見台第1配水槽用地等の寄贈により1億5,754万円増加したことによるものです。

国庫補助金は34億1,716万円で、19年度と同額となっています。

他会計負担金は1億8,893万円で、消火栓の新設・移設経費に対する一般会計からの繰入れにより346万円(1.9%)増加しています。

市補助金は24億3,409万円で、琵琶湖総合開発割賦負担金に対する一般会計からの繰入れにより、2,571万円(1.1%)増加しています。

工事負担金は245億1,333万円で、配水管の新設・布設替工事等により、2,061万円(0.1%)増加しています。



最近3か年の一般会計からの繰入額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	18年度	19年度	20年度
収益的収入			
消火栓維持経費	6,109	4,421	4,604
福祉減免	79,823	79,211	82,042
緊急貯水槽企業債償還利息	0	0	0
計	85,932	83,632	86,647
資本的収入			
消火栓新設・移設経費	2,434	3,206	3,467
琵琶湖開発割賦負担金	34,894	34,931	25,719
緊急貯水槽企業債償還元金	0	0	0
計	37,329	38,138	29,186
合 計	123,261	121,771	115,833

福祉減免は、重度心身障害者世帯及び寝たきり老人世帯の基本料金免除分で、生活保護世帯に対する基本料金免除の措置は18年度に廃止されています。また、緊急貯水槽設置のために借入れた企業債の元利償還額については、市は、財政状態悪化のため20年度まで休止していましたが、21年度より再開する、としています。

利益剰余金は27億5,236万円となっています。これは、未処分利益剰余金15億5,236万円と建設改良積立金12億円で、未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金12億6,481万円に、20年度純利益2億8,755万円を加えたもので、1億6,255万円(11.7%)増加しています。

## 5 経営改善の実施状況等

### (1) 財政計画と実績

財政計画(19年度～21年度)における20年度の計画と実績及び達成率は、次のとおりです。

区 分		単位	計 画(A)	実 績(B)	差引(B - A)	達成率(%) B/A × 100
業 務 概 要	給水人口	人	481,680	479,060	2,620	99.5
	給水戸数	戸	220,764	218,841	1,923	99.1
	年間総配水量	m <sup>3</sup>	58,188,300	57,343,930	844,370	98.5
	1日最大配水量	m <sup>3</sup>	183,320	179,710	3,610	98.0
	1日平均配水量	m <sup>3</sup>	159,420	157,107	2,313	98.5
	一人1日平均配水量	リットル	331.0	327.9	3.1	99.1
	有収水量	m <sup>3</sup>	54,398,870	53,442,054	956,816	98.2
	有収率	%	93.5	93.2	0.3	99.7
	収益的 収 支	総収益 (A)	千円	10,095,179	9,761,720	333,459
給水収益		千円	9,227,162	9,004,539	222,623	97.6
総費用 (B)		千円	10,083,307	9,474,166	609,141	94.0
職員給与費		千円	2,397,308	2,276,159	121,149	94.9
物件費等		千円	1,924,850	1,525,347	399,503	79.2
差引 (A) - (B)		千円	11,872	287,554	275,682	2,422.1
資本的 収 支	資本的収入 (C)	千円	1,438,779	741,502	697,277	51.5
	資本的支出 (D)	千円	3,583,366	3,076,786	506,580	85.9
	差引 (C) - (D)	千円	2,144,587	2,335,284	190,697	108.9

注 職員給与費は受託工事費分を除く。物件費はその他費用を含む。

収益的収入は100億9,517万円を見込んでいましたが、実績は97億6,172万円で、3億3,345万円(3.3%)の減収となりました。支出は100億8,330万円を予定していましたが、実績は94億7,416万円となり、この結果、収支差引は2億8,755万円の収益となり、計画より2億7,568万円好転しています。

これにより、繰越利益剰余金12億6,481万円に、当年度純利益2億8,755万円を加えた15億5,236万円が、当年度未処分利益剰余金となっています。

収益の減少は、給水人口・給水戸数が増加したものの、家事用・事業用等の使用水量の減により給水収益が減少したことによるものです。

費用の減少は、職員給与費の減とともに、経費の節減により物件費等が減となったことによるものです。

### (2) 経営改善等の実施状況

経営改善等の実施状況は、次のとおりです。

#### ア 経費の削減

職員数の削減、経常経費の節減などにより、費用の削減に努めている、としています。

#### イ 水資源の活用

水資源の有効活用や漏水量の減少による水処理費用の軽減、漏水による二次災害の発生防止

等を目的に、3～4年で市内を一巡して漏水調査を行っています。

なお、20年度の有収率は93.2%となっています。

#### ウ 水道用地の有効活用

サービス協会へ、市民利用の駐車場用地として6筆 1,323.68㎡を使用許可し、20年度は413万円の営業外収益を上げています。

なお、サービス協会は22年3月末に解散の予定で、給水設備等管理修繕業務、簡易専用水道検査業務及び受水槽清掃業務は民間業者等に委ね、水道メーター検針業務及び駐車場管理業務は水道局が業務を引継ぐこととしています。また、協会派遣職員及び再雇用嘱託職員は、水道局に配置し、検針嘱託職員は水道局に引継ぐことを基本とし、退職勧奨や退職報酬等及び引継ぎ後の条件については、労働組合と協議を行う、としています。

未利用の土地は8件(2,985.63㎡)あります。このうち、利用していない構築物等がある土地が6件で、これらの更地への整備等には多額の費用がかかることから、今後の利用については、経営状況も踏まえながら検討する、としています。

また、西宮市水道施設整備計画(NWR21)では、休止中を含めた6か所の浄水場を鳴尾浄水場1か所に統廃合すること、としています。越水浄水場については、21年度末に廃止し、浄水処理は休止するものの配水機能は維持し、水運用センター(仮称)として整備する予定、としています。

鯨池浄水場は22年度末に廃止し、跡地の有効活用が今後の課題となっていますが、独立採算制である公営企業事業体としての考えだけでなく、市全体としてのまちづくりの観点から、市長部局との間で十分協議する必要がある、その中で売却を含めた土地利用計画についても総合的に判断する、としています。

#### エ 料金の滞納整理

最近3か年の水道料金の滞納繰越額(過年度分)、不納欠損額及び給水停止件数は、次のとおりです。

(単位：千円・件)

区 分	18年度	19年度	20年度
3月末滞納額 (A)	49,835	49,058	43,717
不納欠損額 (B)	14,943	14,669	15,149
滞納繰越額 (A-B)	34,892	34,389	28,568
給水停止件数	3,495	3,653	3,311

滞納額は、給水停止による督促を強化したことなどにより減少傾向にあり、滞納繰越額は2,856万円となっています。なお、水道料金は私法上の金銭債権で民法の規定が適用され、水道料金債権についての消滅時効期間は2年となっています。

滞納者には、所定の手続を経ても納付されない時は、西宮市水道事業給水条例第35条の規定により給水停止予告書を発送し、対応のない場合には給水停止処分を行っています。20年度の

給水停止件数は3,311件となっています。

#### オ サービスの向上等

水道料金等徴収業務及び清算業務の民間委託を行い、休日の清算業務を行うなど水道利用者のニーズにも対応するとともに、徴収業務の効率化を図っています。

サービスの向上及び事務の効率化を図るため、電話受付窓口の統合による利便性の向上、休日等の電話受付業務の実施等を目的として電話受付センターを設置し、水道使用開始届の受付、水道使用中止届の受付、給水装置等の修繕受付、各種の水道に関する問い合わせへの対応などの業務を行っています。20年度の応答件数は51,333件となっています。なお、この業務は民間業者に委託されています。

#### カ 西宮市水道ビジョンに基づく事業の概要

水道局では、19年3月に策定した「西宮市水道ビジョン」で示した浄水場統廃合等の施策を実施するため、20年4月に、南部水道事業と北部水道事業を統合するとともに、計画給水量、水源種別等を見直した水道事業変更認可を受けています。また、変更後の認可と整合性を図るため、20年8月に「西宮市水道施設整備計画(NWR21)」を改定しています。

これまでの施設整備計画では、南部地域は鯨池浄水場と鳴尾浄水場の2浄水場に統合するとしていましたが、高度浄水処理された阪水からの受水量の増量により1浄水場にすることが可能となり、鳴尾浄水場の1か所に統合すること、としています。

また、鳴尾浄水場は、良質な地下水を水源とし水質基準を満たしているものの、より安全性を高めるため紫外線処理を追加する計画とし、北部の丸山浄水場については、将来、丸山貯水池の富栄養化など水質が変動した場合、粒状活性炭ろ過施設を追加する計画、としています。

20年度は、浄水場統廃合に関連する工事については、阪水の増量予定である22年度末に向け、全体工程の整理及び概算事業費の算出を終え、現在行っている浄水場整備の基本設計業務の中で、鯨池浄水場の浄水処理停止に伴う越水浄水場内での水運用センター(仮称)の建設と、鳴尾浄水場に増設する紫外線処理の実施に向けた基本設計を進めています。

北部地域の丸山浄水場については、丸山貯水池の富栄養化など水質の監視を続けるとともに、粒状活性炭による高度浄水処理導入に向けた実験等について研究を行う、としています。

### (3) 今後の経営方針

今後の事業経営は、事業所や公共施設における水の再利用の促進や経費節減などにより、使用水量が減少していることや、家事用においても給水戸数・給水人口が増加しているものの、節水型の給水機器の普及や節水意識の定着などにより、1戸当たりの使用水量が減少傾向にあることから、給水収益の伸びは期待できない状況となっています。

支出面においては、管路や統廃合を含めた浄水場などの水道施設の更新や耐震化、強化される水質基準、鉛製給水管の解消への対応などが課題となっており、膨大な資金の投資が必要となっ

てきます。このため、引続き経営改善に努め、安定給水に支障のない範囲で極力経費を切詰めるなど、効率的な事業運営を行い、経営基盤の強化を図る、としています。

また、20年4月に受けた水道事業変更認可及び20年3月に阪水議会で議決を得た「阪神水道の配分水量の変更」に基づき、浄水場の統廃合整備計画を着実に進める、としています。

## 6 契約状況

20年度における契約状況(契約金額500,000円以上のもの)は、次のとおりです。

(単位：件・%・円)

区 分	委託業務			請負工事・修繕			そ の 他		
	件数	比率	金 額	件数	比率	金 額	件数	比率	金 額
制限付き 一般競争入札	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	19 (6)	16.4 (4.5)	755,047,650 (121,122,750)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)
制限付き一般競争入札 打切後随意契約	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (1)	0.0 (0.8)	0 (199,500,000)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)
指名競争入札	31 (30)	45.6 (49.2)	325,998,960 (245,344,312)	42 (65)	36.2 (49.2)	214,645,200 (867,117,350)	26 (25)	34.7 (33.3)	79,391,970 (30,145,437)
指名競争入札 打切後随意契約	0 (1)	0.0 (1.6)	0 (6,730,500)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	1 (0)	1.3 (0.0)	2,906,505 (0)
見 積 合 せ	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	15 (36)	12.9 (27.3)	12,729,150 (32,594,730)	42 (40)	56.0 (53.3)	28,426,480 (26,867,879)
単独随意契約	37 (30)	54.4 (49.2)	605,536,271 (400,184,048)	40 (24)	34.5 (18.2)	602,768,250 (197,946,000)	6 (10)	8.0 (13.3)	42,130,583 (224,716,629)
計	68 (61)	100.0 (100.0)	931,535,231 (652,258,860)	116 (132)	100.0 (100.0)	1,585,190,250 (1,418,280,830)	75 (75)	100.0 (100.0)	152,855,538 (281,729,945)

注1 その他は一般物品、貯蔵品、賃借及び修理。

2 ( )は19年度。

請負工事・修繕では、19件(16.4%)の制限付き一般競争入札が行われています。

指名競争入札の契約件数の割合は、委託業務で45.6%、請負工事・修繕で36.2%、その他で34.7%となっています。また、単独随意契約の割合は、委託業務で54.4%、請負工事・修繕で34.5%、その他で8.0%となっています。

請負工事については、競争入札において最低制限価格を公表していることもあり、最低制限価格で、くじによる落札件数が増加している傾向にあります。企業努力の結果と決めつけず、その原因の調査と現場監理における品質管理の強化が求められます。

契約における落札率(決定率)は、次のとおりです。

(委託業務)

(単位：件・%)

区 分	計	100	100未満 99以上	99未満 98以上	98未満 97以上	97未満 95以上	95未満 90以上	90未満 85以上	85未満 80以上	80未満
指名競争入札	31 (30)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (2)	4 (3)	7 (8)	4 (1)	7 (3)	6 (12)
構成比	100 (100)	0.0 (0.0)	3.2 (0.0)	6.5 (3.3)	0.0 (6.7)	12.9 (10.0)	22.6 (26.7)	12.9 (3.3)	22.6 (10.0)	19.4 (40.0)
指名競争入札 打切後随意契約	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
構成比	0 (100)	0.0 (0.0)	0.0 (100)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
単独随意契約	37 (30)	8 (6)	8 (5)	1 (1)	3 (2)	2 (5)	9 (5)	3 (4)	1 (1)	2 (1)
構成比	100 (100)	21.6 (20.0)	21.6 (16.7)	2.7 (3.3)	8.1 (6.7)	5.4 (16.7)	24.3 (16.7)	8.1 (13.3)	2.7 (3.3)	5.4 (3.3)
計	68 (61)	8 (6)	9 (6)	3 (2)	3 (4)	6 (8)	16 (13)	7 (5)	8 (4)	8 (13)
構成比	100 (100)	11.8 (9.8)	13.2 (9.8)	4.4 (3.3)	4.4 (6.6)	8.8 (13.1)	23.5 (21.3)	10.3 (8.2)	11.8 (6.6)	11.8 (21.3)

注1 落札率(決定率) = 契約金額 ÷ 予定価格 × 100

2 ( )は19年度。

(請負工事・修繕)

(単位：件・%)

区 分	計	100	100未満 99以上	99未満 98以上	98未満 97以上	97未満 95以上	95未満 90以上	90未満 85以上	85未満 80以上	80未満
制限付き 一般競争入札	19 (6)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	3 (0)	2 (3)	4 (0)	2 (0)	5 (0)	2 (2)
構成比	100 (100)	0.0 (0.0)	5.3 (0.0)	0.0 (16.7)	15.8 (0.0)	10.5 (50.0)	21.1 (0.0)	10.5 (0.0)	26.3 (0.0)	10.5 (33.3)
制限付き一般競争入札 打切後随意契約	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
構成比	0 (100)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (100)
指名競争入札	42 (65)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	3 (8)	15 (9)	12 (18)	4 (7)	2 (6)	5 (16)
構成比	100 (100)	0.0 (0.0)	2.4 (0.0)	0.0 (1.5)	7.1 (12.3)	35.7 (13.8)	28.6 (27.7)	9.5 (10.8)	4.8 (9.2)	11.9 (24.6)
指名競争入札 打切後随意契約	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
構成比	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
見積合せ	15 (36)	0 (1)	1 (6)	1 (2)	3 (1)	0 (5)	4 (9)	2 (3)	2 (3)	2 (6)
構成比	100 (100)	0.0 (2.8)	6.7 (16.7)	6.7 (5.6)	20.0 (2.8)	0.0 (13.9)	26.7 (25.0)	13.3 (8.3)	13.3 (8.3)	13.3 (16.7)
単独随意契約	40 (24)	0 (0)	2 (5)	5 (2)	3 (2)	9 (3)	15 (10)	2 (2)	3 (0)	1 (0)
構成比	100 (100)	0.0 (0.0)	5.0 (20.8)	12.5 (8.3)	7.5 (8.3)	22.5 (12.5)	37.5 (41.7)	5.0 (8.3)	7.5 (0.0)	2.5 (0.0)
計	116 (132)	0 (1)	5 (11)	6 (6)	12 (11)	26 (20)	35 (37)	10 (12)	12 (9)	10 (25)
構成比	100 (100)	0.0 (0.8)	4.3 (8.3)	5.2 (4.5)	10.3 (8.3)	22.4 (15.2)	30.2 (28.0)	8.6 (9.1)	10.3 (6.8)	8.6 (18.9)

注1 落札率(決定率) = 契約金額 ÷ 予定価格 × 100

2 ( )は19年度。

随意契約の地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号の適用状況は、次のとおりです。

(単位：件・千円)

区 分	2号		5号		6号		8号		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
委託業務	36	587,161	0	0	1	18,375	0	0	37	605,536
請負工事・修繕	36	580,088	3	3,570	1	19,110	0	0	40	602,768
その他	6	42,130	0	0	0	0	1	2,906	7	45,037
計	78	1,209,380	3	3,570	2	37,485	1	2,906	84	1,253,341

注1 適用条項1号、3号、4号、7号、9号適用は該当なし。

2 その他の8号は競争入札打切後随意契約。

#### 適用条項の説明

- 1号 予定価格が管理規程で定める額を超えないとき。
- 2号 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- 3号 福祉施設等が製作した物品、福祉団体等の役務の提供で管理規程の定めで契約するとき。
- 4号 新事業分野開拓のため新商品として生産する物品を管理規程の定めで契約するとき。
- 5号 緊急のため競争入札に付することができないとき。
- 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7号 時価に比し著しく有利な価格が見込めるとき。
- 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9号 落札者が契約を締結しないとき。

今後とも、随意契約を行う場合は、可能な限り入札への切替えを検討するとともに、「随意契約事務の指針」及び「業務委託における随意契約の運用モデル」に基づいて適切な事務処理を行ってください。

契約事務において、20年度に改善された主な事項は、次のとおりです。

#### ア 制限付き一般競争入札・電子入札の拡大実施

20年7月から、全工事種別について、予定価格1,000万円以上のものについて制限付き一般競争入札・電子入札を実施しています。

#### イ 建設工事総合評価入札試行要綱の制定

「西宮市水道局建設工事総合評価入札試行要綱」を制定しています。これにより、入札結果の公表項目に、評価資料等の評価結果及び評価値を追加しています。

#### ウ 入札監視委員会の設置

契約の適正化を促進するため、「西宮市入札監視委員会」を設置し、入札・契約の過程等について、学識経験者から助言を得、意見の反映を行う、としています。

#### エ 苦情処理要領の制定

苦情に対する適切な処理を行うため、「西宮市水道局が発注する工事の入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」及び「西宮市水道局指名停止等措置に係る苦情処理要領」を制定しています。

#### オ 建設工事共同企業体取扱要領の制定

大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力を結集することにより工事の安定的施工を確保するため、また、共同企業体(JV)方式を導入することにより、市内業者の入札参加を可能にするため「西宮市水道局建設工事共同企業体取扱要領」を制定しています。

## 7 水質検査

20年度の水質検査の実施状況は、次のとおりです。

(単位：検体・回)

区 分		実 施 内 容	検体数	延回数
水道法第20条第1項及び厚生労働省の通知に基づく検査	定期検査	毎日検査	4,791	14,373
		毎月検査	459	6,291
		毎年検査	156	16,522
	臨時、給水開始前及び請求による検査	該当事項	84	840
水道の維持管理上必要な水質検査及び試験		水源の状態及び汚染を監視する水質試験	228	11,221
		浄水処理過程の水質検査及び試験	380	3,800
		給・配水管路の水質検査	11	77
		受水槽水の水質検査	27	162
		その他	46	230
工業用水の水質検査			96	960
その他の試験			221	1,105
計			6,499	55,581

- 注1 厚生労働省の通知とは、15年10月10日健発第1010004号「水道基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」及び15年10月10日健水発第1010001号「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」。
- 2 延回数は、各検体の検査項目数及び試験項目数の合計。
- 3 毎年検査と毎月検査の重複する月は毎年検査に計上。

水道法第4条に基づく水道水の水質基準項目(51項目)について、各浄水場及び受水の配水池及び給水栓水において、延べ55,581回の検査を実施し、水質検査の結果は、全て水質基準に適合しています。

阪水は淀川(琵琶湖を含む)を、県水は猪名川を水源としており、これら河川には、水質異変発生等に対応するため、琵琶湖・淀川水系には淀川水質協議会や淀川水質汚濁防止連絡協議会が、猪名川水系には猪名川水質協議会があり、安全な水確保のため、これらの協議会に参画し、水源水質の監視や汚濁防止に努めています。

なお、水道法施行規則に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査計画(水質検査の地点、検査項目、頻度等)を策定し、市民に情報提供することが義務付けられていますが、水道局では16年度から水質検査計画を策定しホームページ等で公開しています。



## 8 む す び

以上が、20年度水道事業会計の決算審査を行った結果の概要です。

20年度の経営収支は、総収益97億6,171万円に対し総費用94億7,416万円で、差引き2億8,755万円の純利益となり、19年度に比べ2億225万円純利益が減少しています。

これは主として、給水戸数・給水人口が増加したものの、家事用、事業用の使用水量が減少し、給水収益が2億4,476万円減少したことによるものです。

純利益2億8,755万円の、前年度繰越利益剰余金12億6,481万円を加えた15億5,236万円を未処分利益剰余金とし、減債積立金に1,500万円、建設改良積立金に1億円を積立てる予定としています。

今後の収支予測によると、収益面では、今後とも給水収益の伸びは期待できず、費用面では、統廃合を含めた浄水場など水道施設の更新や耐震化、鉛製給水管の解消への対応が課題となっており、膨大な資金の投資が必要となっています。

また、浄水場の統廃合や団塊世代の大量退職などによって専門的な知識を持つ技術職員等が減少し、危機管理の面からも技術の継承が課題となっています。

水道局では、「西宮市水道ビジョン」で示した浄水場統廃合等の施策を実施するため、20年4月に、南部水道事業と北部水道事業を統合するとともに、計画給水量、水源種別等を見直した水道事業変更認可を受けています。また、変更後の認可と整合性を図るため、20年8月に「西宮市水道施設整備計画(NWR21)」を改定しています。

これまでの施設整備計画では、南部地域は鯨池浄水場と鳴尾浄水場の2浄水場に統合するとしていましたが、高度浄水処理された阪水からの受水量の増量により1浄水場にすることが可能となり、鳴尾浄水場の1か所に統合すること、としています。

引続き、将来にわたる安全な水の安定供給と市民サービスの向上を図り、資金の投資には経済性等を十分勘案し、効率的・効果的な事業運営に努めてください。